

清須市成年後見センターの概要（案）について

1	センター名称	清須市成年後見支援センター
2	設立場所	清須市一場古城604番地15 (社会福祉法人清須市社会福祉協議会内)
3	設立主体	清須市
4	運営方法	社会福祉法人清須市社会福祉協議会への業務委託
5	開設日	令和5年6月1日
6	開設時間	午前8時30分から午後5時15分
7	休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始
8	支援対象者	原則として清須市に住所を有し、在住する者
9	事業内容	<p>(1) 広報・啓発業務</p> <p>①出前講座の開催 ・地域の会合、ブロック社協、寿会、心身障害者福祉協会、サロン活動、ボランティア活動などの機会に出前講座を開催し、センター開設の広報、成年後見制度周知、制度理解を促進する。</p> <p>②広報媒体を通じた啓発 ・清須市広報誌、社協だよりでの広報や市、社会福祉協議会のホームページで周知を図る。</p> <p>③センター開設イベント ・成年後見制度啓発講演会 対象者【市民・関係団体】</p> <p>(2) 相談業務</p> <p>①センター窓口、電話、訪問での相談受付、訪問による状況調査の実施</p> <p>(3) 成年後見制度利用促進業務</p> <p>①成年後見人受任者調整（マッチング）支援 ②家庭裁判所との連携 ③日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行 ・チーム会議・支援検討会議等を運営し、①から③の業務を行う。</p> <p>(4) 後見人支援業務・不正防止効果</p> <p>①親族後見人への支援 ・後見人が本人、親族、福祉、医療、地域等の関係者と連携し本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応できるよう支援する。 ②不正防止のための金融機関への制度周知 ※センター開設後、順次業務を実施する。</p>